

○総務省令第八十一号

放送法（昭和二十五年法律第三百二十二号）第一百一十一条第一項及び第二百二十一条第一項の規定に基づき、標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十月二十一日

総務大臣 山本 早苗

標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式の一部を改正する省令

標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十四条の七」を「第二十四条の九」に改める。

第二十四条の四の次に次の一条を加える。

（AC信号）

第二十四条の四の二 放送に関する付加情報のうち次に掲げるもの以外の情報は、AC信号により伝送して

はならない。

一 変調波の伝送制御に関する付加情報

二 地震動警報情報

三 地域の防災又は安全に関する情報（前号に掲げるものを除く。別表第二十三号の二において「地域の防災・安全情報」という。）

2 ACシンボルを生成するAC信号の構成は、別表第二十三号の二に示すとおりとする。

3 一セグメント形式のOFDMフレーム又は三セグメント形式のOFDMフレームのセグメント番号0以外のセグメントには、地震動警報情報を伝送するためのAC信号から生成されるACシンボルは配置してはならない。

第二十四条の七中「、第十七条並びに第二十二條」を「及び第十七条」に改め、後段を削り、同条を第二十四条の九とし、第二十四条の六の次に次の二条を加える。

（音声信号の符号化）

第二十四条の七 音声信号のうちPESパケットによるものの符号化は、第五条第一項に規定するもののほ

か、線形予測符号化方式及び可変長符号化方式を組み合わせたものとし、その音声の圧縮手順及び送出手順については、総務大臣が別に告示するところによるものとする。

(音声信号)

第二十四条の八 第七条第一項の規定にかかわらず、音声信号のうちPESパケットによるものの標本化周波数は、 $32768 \text{ Hz}$ 以上とする。

別表第二十三号の次に次の一表を加える。

別表第二十三号の二 ACシンボルを生成するAC信号の構成 (第24条の4の2第2項関係)

ACシンボルを生成するAC信号の204ビットの符号割当ては、以下のとおりとする。

B <sub>0</sub>	ACシンボルのための復調基準信号
B <sub>1</sub> ～B <sub>3</sub>	構成識別
B <sub>4</sub> ～B <sub>203</sub>	変調波の伝送制御に関する付加情報、地震動警報情報又は地域の防災・安全情報

注1 ACシンボルのための復調基準信号は、別表第十四号に示すW<sub>i</sub>と同一の値をとるものとする。

2 構成識別は、変調波の伝送制御に関する付加情報を伝送する場合は000、010、011、100、101又は1

11とし、地震動警報情報又は地域の防災・安全情報を伝送する場合は001又は110とする。

3 地震動警報情報及び地域の防災・安全情報の構成については、総務大臣が別に告示するところによるものとする。

別表第六十二号注6(1)を次のように改める。

(1) スロットの変調方式が十六値振幅位相変調の場合、‘0000’を開始値として1ずつ増加させた値を‘1111’まで順に並び、これを2回繰り返したものとする。

別表第六十九号の二注3中「 $E'_y = 0.2637E'_R + 0.6780E'_G + 0.0593E'_B$ 」を「 $E'_y = 0.2627E'_R + 0.6780E'_G + 0.0593E'_B$ 」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

### (放送法施行規則の一部改正)

2 放送法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第七十条第五項第四号口中「第二十四条の七」を「第二十四条の九」に改める。